

---

---

## 第 5 章 し尿処理計画

---

---



## 第1節 生活排水処理の現状

生活排水は、大きく2つ、し尿と生活雑排水(し尿以外の排水で、台所排水、洗濯排水、風呂排水等)に分類されている。本市では下水道普及率が2016年度末時点で約99%に達しており、ほとんどの生活排水は公共下水道で処理し、残りは浄化槽とし尿の汲取りで処理している。

### 1 公共下水道

公共下水道計画では、計画処理区域を武庫川下流流域下水及び猪名川流域下水に分割しそれぞれの下水処理場で処理を行っている。

### 2 合併処理浄化槽

改正浄化槽法の施行により2001年4月1日以降、浄化槽を設置する場合には、生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽を設置しなければならないが、単独浄化槽は設置できなくなっている。

合併処理浄化槽は、主には北部西谷地域の公共下水道計画処理区域外に設置されているものと、公共下水道計画処理区域内でも下水道未接続者が設置しているものがある。本市では、北部西谷地域で合併処理浄化槽整備を推進しているため増加しており、2014年度末における合併処理浄化槽の整備基数は777基となっている。

### 3 し尿及び浄化槽汚泥

し尿の汲み取りについては、行政区域全体を定期収集区域とし、公共下水道計画区域外及び公共下水道計画区域内の未水洗化世帯で本市が実施している。一方、浄化槽の点検や清掃の際に発生する浄化槽汚泥については、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集している。

し尿処理施設への搬入量については、下水道がほぼ整備されていることから、し尿、浄化槽汚泥とも減少している。

処理についてはし尿、浄化槽汚泥ともに、し尿処理施設(31kL/日)で固液分離方式にて処理を行った後、公共下水道へ放流し処理している。